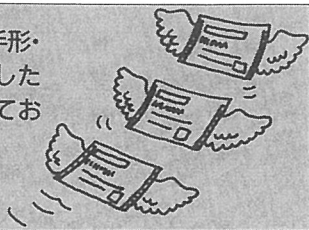


## 手形・小切手を紛失した場合の措置

Q

受け取った手形・  
小切手を紛失した  
場合の措置についてお  
尋ねします。



A

1. 手形・小切手を紛失したからといって、あなたが手形・小切手上の権利を失うことはありません。しかし、手許に手形・小切手を所持しないため、手形・小切手上の権利を行使することはできません。第三者に手形・小切手を善意取得される恐れもあります。そこで、公示催告・除権判決の手续をします。公示催告・除権判決は、紛失した手形・小切手の効力を確定的に失わせる法的な手続です。その前になすべきことがあります。
2. それは、まず、銀行に手形・小切手の紛失届を提出するとともに、支払差止の手続をとることです。緊急を要する場合には（小切手なら即日現金化されるかもしれませんが、手形も支払期日が接近している場合は急ぎます）、正式の（銀行所定の）紛失届は後刻するとして、取り敢えずは電話連絡が必要でしょう。これは、当該手形・小切手について銀行が支払をしてしまわないように申し入れることの依頼にもなります。
3. 振出人にも、手形・小切手の紛失のことを至急連絡して、振出人からも、銀行に、手形・小切手が取立にまわってきても支払わないように連絡して貰いたいと思います。直接振り出してもらった手形・小切手ならば振出人が判りますが、裏書譲渡を受けた手形・小切手——回り手形・小切手——ですと、手形・小切手の裏面をよく見ていないと振出人を思い出せません。裏書順を逆に遡って尋ねるしかありません。
4. 銀行は、紛失届（盗難届も）を受理すると、その旨を手形交換所へ連絡します。
5. 次に、警察署へ届け出ます。届け出るのは、盗難の場合、盗難のあった場所の所轄の警察署になります。盗難届を受けた警察署は、「盗難届受理証明書」を発行します。これは、公示催告の申立に必要な添付書類の一つです。ところが、紛失の

場合ですと、警察署は、紛失届を受理しないことがありますし、受理しても「紛失届受理証明書」を発行してくれるかどうかは判りません（警察署によって扱いが違いますが、発行してくれない方が多いのではないのでしょうか）。

この場合は、申立に必要な、添付書類である「紛失届受理証明書」に代えて、紛失に至った場所と日時（場所が判っていれば紛失にならないというのは理屈で、考えられる場所をできるだけ限定して記載します。日時についても同じ）、事情・経緯・捜した経過、期間、結局発見できなかったことなどを具体的に記載した上申書を作成して申立の添付書類とします。

6. 手形・小切手の振出人の「振出証明書」も添付書類の一つです。法定の手形・小切手要件で当該手形・小切手を特定します。このほか、手形番号・小切手番号も当該手形・小切手の特定に必要なかもしれませんが、振出人が耳に要件を書いていないと番号までの特定は困難かもしれません。

7. これらの書類、すなわち「紛失届受理証明書」またはこれに代わる「上申書」および「振出証明書」を添付して、支払地を管轄する簡易裁判所に公示催告の申立をします。これには、目録類を数枚から一〇枚ぐらい必要です。この様式は、官報に公告する関係上書式が決まっています（市販しています）。

8. 公示催告の申立を受理した簡易裁判所は、裁判所の掲示板に公示催告を掲示するとともに官報に掲載する手続をとります。

9. 公示催告期間中に、他の者から裁判所に権利の届け出がないと、裁判所は、申立人（公示催告の）の申立により、当該手続・小切手の無効を宣言する除権判決をするとともに、官報に除権判決を掲載します。

10. これで、紛失した手形・小切手は確定的に効力を失い、あなたは、除権判決でもって手形・小切手の権利を行使することができるということになります。

11. この間、約8～10ヵ月の日数を要しますので、あなたは、振出人に対して、その間手形金・小切手金を供託するか、あなたが相当の担保を供することによって、手形・小切手の支払を受けることができます。